



堺市環境マスコットキャラクター
ムーギん

**事業者の皆様！
ちょっと待って！！
その分別は
適正ですか？！**

廃棄物処理法では事業者が責任をもって廃棄物を適正に処理することが定められています。

産業廃棄物を市の清掃工場へ搬入したり、一般廃棄物に混ぜたりしてはいけません。不適正処理をした場合廃棄物処理法違反となる恐れがあります。

適正排出、適正処理にご協力をお願いします。

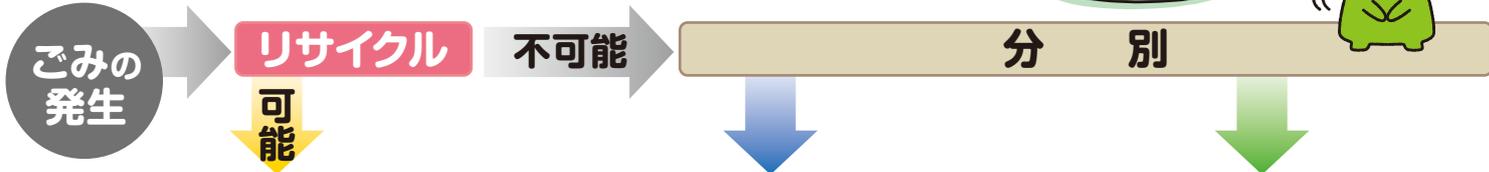


事業所から出たごみの処理について

- 事業所から出たごみ（資源物以外）は、事業系一般廃棄物と産業廃棄物に分別・排出・処理する必要があります。
- ルールを理解し、適正なごみ処理をお願いします。



堺市環境マスコットキャラクター
ムーちゃん



資源物

① リサイクル可能な紙類

新聞、OA紙、雑誌、ダンボール、機密書類、シュレッダー紙等

② 紙類以外

作業服、制服、古布等（合成繊維を除く）

食料品の売れ残り、野菜くず、魚あら等

剪定枝等

廃プラスチック類

再生資源化業者 等

堺市古紙回収協力事業所一覧

堺市再生古紙取扱事業所の紹介

堺市事業系一般廃棄物再生輸送業指定業者一覧

事業系一般廃棄物

（産業廃棄物以外の廃棄物）

リサイクル不可な紙類

感熱紙、写真、ちり紙、コーティング紙 等

紙類のリサイクル可否は右記QRコードから「紙類分別図鑑」をご参照ください。

紙類以外

汚れた布等（合成繊維を除く）

厨芥ごみ、残飯、茶葉等

木製品（机、椅子、棚等）

下記のいずれかの方法で清掃工場へ搬入

1. 自己搬入

2. 収集運搬許可業者へ委託

堺市一般廃棄物収集運搬業許可業者一覧

3. 継続収集

申込先：環境業務課 指導係
072-228-7429

清掃工場

◆クリーンセンター-東工場 東区石原町1-102 072-252-0815

◆クリーンセンター-臨海工場 堺区築港八幡町1-70 072-282-7400

産業廃棄物

< 抜粋 >

- 汚泥
- 廃油
- 廃酸
- 廃アルカリ
- 廃プラスチック類（汚れの有無を問わない）
- ゴムくず
- ガラスくず・コンクリートくず・陶磁器くず
- ★紙くず（建設業、製紙業、紙加工製造業、印刷加工業など）
- ★木くず（建設業、木製品製造業など）
- ★繊維くず（建設業、繊維工業など）
- ★動物性残さ（食品製造業など）

※★は特定業種に限り産業廃棄物に該当します。

※（ ）内の業種は一例です。

上記以外の産業廃棄物の種類は右記QRコードをご確認ください。

産業廃棄物処理業者

産業廃棄物の処分が可能な業者は大阪府産業資源循環協会 (06-6943-4016)へご確認下さい

従業員が昼食時などに食べた弁当やカップ麺等のプラスチック製容器やペットボトルは、事業活動に伴って生じた廃プラスチック類であるため、汚れの有無に関わらず産業廃棄物に該当します。事業系一般廃棄物と分けて、産業廃棄物処理業者へ処理を委託しなければなりません。また、事業所から出た廃棄物を従業員が自宅に持ち帰り、家庭ごみとして市のごみ収集に出すことは、廃棄物の投棄禁止規定（廃掃法第16条）に抵触するおそれがあります。